

令和 2 年度第 1 回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和 2 年 11 月 16 日（月） 10 時から

2 場所

小牧市役所 東庁舎 4 階 本会議用控室

3 出席委員

大塚 俊幸	中部大学教授
天野 正基	愛知県議会議員
山下 智也	愛知県議会議員
稲垣 武磨	尾張中央農業協同組合代表理事専務
社本 光永	小牧商工会議所副会頭
鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長
舟橋 秀和	小牧市議会議長
加藤 晶子	小牧市議会議員
河内 伸一	小牧市議会議員
野々川 嘉則	小牧市議会議員
安江 美代子	小牧市議会議員
山本 雅彦	小牧警察署 交通課長（河合 博明 小牧警察署長代理）
細 敏雄	小牧市区長会連合会長

4 欠席委員

萩原 聡央	名古屋経済大学教授
和田 美保	アレルギーっ子のつどい クリスマスローズ

5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
水野 隆	小牧市都市政策部次長
永井 浩仁	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
白木 裕之	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任
鹿野 裕	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師
宮下 美則	小牧市地域活性化営業部農政課長
藤田 益雄	小牧市地域活性化営業部農政課農地係長
丹羽 智則	小牧市都市政策部みどり公園課長

6 傍聴者

0 名

7 議事

第1 議題

会長の選出について

会長の職務代理者の指名について

第2 議事録署名者の選任

第3 議案審議

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について（小牧市決定）

第4 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、このたびは、委員就任につきましてもご快諾を賜り、重ねて御礼申し上げます。

委員の皆様方には、11月1日付けで審議会委員の委嘱状を送付させていただきました。本来であれば委員お一人お一人に交付させていただくところですが、時間の都合上、このような形に代えさせていただきましたこと、お許してください。

また、委員及び事務局職員の紹介につきましては、事前に送付させていただいております小牧市都市計画審議会委員名簿及び事務局名簿をもって代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、令和2年度第1回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は13名でございます。したがいまして、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

次に、会議の開催に当たり、事務局を代表して都市政策部長の鵜飼より挨拶申し上げます。

【事務局（鵜飼部長）】

改めまして、おはようございます。都市政策部長の鵜飼でございます。

本日お集まりをいただきました皆様方におかれましては、引き続き本審議会の委員をお願いさせていただく方、新たに委員をお願いさせていただく方がお見えになるところでございますが、本審議会の委員の就任にご快諾を賜り、また、本日、お忙しい中お集まりいただき、改めましてお礼申し上げます。

さて、都市計画につきましては、都市計画法第2条の規定におきまして、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びに、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としております。

この基本理念のもと、当審議会につきましては、小牧市都市計画審議会条例第1条に基づきまして、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査・審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査・審議することを目的としておりますので、よろしく願いいたします。

本日の審議会では、議案審議といたしまして1件、尾張都市計画生産緑地地区の変更について予定しております。委員の皆様におかれましては、活発なご議論をお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおり、議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更」に関するものであります。

不足している資料がございましたら、お申し付けいただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては会長にお務めいただくこととなっておりますが、委員任命後初めての審議会であり、会長が選出されておられませんので、会長が選出されますまでの間、仮議長を事務局で務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしの声をいただきましたので、都市政策部長の鶴飼が仮議長を務めさせていただきます。

【仮議長（鶴飼部長）】

仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

着座にて失礼をさせていただきます。

それでは、日程第1議題、「会長の選出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

【事務局（永井課長）】

それでは、会長の選出につきましてご説明をさせていただきます。

小牧市都市計画審議会の会長につきましては、小牧市都市計画審議会条例第4条第1項に、「審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」とございます。したがって、学識経験のある者として委員に任命をされました7名の方の中から会長の選出をお願いするものでございます。

【仮議長（鶴飼部長）】

会長の選出は、条例の規定によりまして学識経験のある者の中から選挙によって選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

【細委員】

指名推薦の方法はいかがでしょうか。

【仮議長（鵜飼部長）】

ただいま、細委員より指名推薦とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしとのことですので、指名推薦の方法で行うことといたします。

どなたか推薦はございますでしょうか。

【細委員】

都市地理学や都市政策をご専門とされるなど学識経験も豊富で、また、これまでも当審議会の会長もお務めいただき、引き続きとなりますが、中部大学の大塚俊幸委員を推薦させていただきます。

【（仮議長）鵜飼部長】

ただいま、細委員より大塚俊幸委員を会長にとの推薦がございました。

ほかにご推薦はございますでしょうか。

〔「なし」の声〕

ないようですので、大塚俊幸委員を会長とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしの声をいただきましたので、大塚俊幸委員を当審議会の会長とすることに決しました。会長が選出されましたので、仮議長の職を引かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【事務局（馬庭係長）】

それでは、ただいま選出されました大塚会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

【大塚会長】

皆様おはようございます。ただいま会長に選出いただきました大塚でございます。

前回に引き続きということで、この都市計画審議会は、小牧市の都市づくりにおいていろいろなソフト事業を進める中で、ハードとしてどのような基盤を用意しておいたらよいかといったことをご審議いただく大変重要な審議会と考えております。

審議会では提案された議案に対してご審議いただくことは勿論ですが、その審議を通して、より魅力ある都市づくりのためにはどうしていったらよいかということを読み込んで議論がされるとより良いと考えておりますので、皆様に協力をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

それでは、以後の議事進行につきましては、大塚会長にお願いしたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

【大塚会長】

それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきたいと思います。

初めに、会長の職務代理者の指名についてでございます。

小牧市都市計画審議会条例第4条第3項の規定では、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっておりますので、私から指名させていただきます。会長の職務代理者には、学識経験豊富な萩原聡央委員をご指名したいと思いますが、本日欠席をされております。欠席をされた方を指名することについて問題があるかどうか事務局いかがですか。

【事務局（永井課長）】

特に問題がないものと考えます。

【大塚会長】

特に問題がないということですので、会長職務代理者に萩原委員を指名することについて、皆様ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

それでは、異議なしということですので、萩原委員にお願いしたいと思います。

続きまして、日程第2 議事録署名者の選任をいたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定によりまして、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名者を、名簿順にてお願いしたいと思います。天野正基委員と山下智也委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、日程第3 議案審議に入りたいと思います。

議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局（永井課長）】

ただいま議題となりました議案第1号につきまして、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

はじめに、議案をご説明する前に、生産緑地地区制度につきまして、概略をご説明させていただきます。

生産緑地地区制度は、市街化区域内にある農地等のうち、都市環境の保全等に役立つと考えられる農地等を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図っていく都市計画の制度であります。

本市におきましては、平成 4 年から、土地所有者の申し出を受け生産緑地地区の指定を行っております。

生産緑地地区として都市計画決定されますと、農地として営農することを義務付けられるため、宅地造成や建築等の行為は、出来ないこととなります。

ただし、生産緑地に指定されてから 30 年を経過した場合、主たる農業従事者がお亡くなりになった場合、農業従事できないような故障を有することとなった場合などにおきましては、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、土地の所有者は市に対して生産緑地の買取りを申出ることができ、その申出後、所定の期間内に所有権移転が行われなかった場合は、同法第 14 条の規定に基づき、行為の制限が解除され、農地以外への転用が可能となります。

こうした手続きにより、行為の制限が解除された土地につきましては、結果として生産緑地の機能を維持することが困難となりますので、都市計画の変更を行い、生産緑地地区から除外する必要があります。

また、生産緑地を新たに指定するケースもございます。本市では、平成 31 年 4 月に「小牧市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を施行するとともに、令和元年 7 月に「小牧市生産緑地地区の指定に関する基準」を定め、従前と比べて、生産緑地の指定要件を緩和することといたしました。こうしたことから、土地の所有者から新たに指定の申し出がなされ、生産緑地として追加する必要が生じた土地もございます。

本日の議案につきましては、こうした手続きに伴い、制限解除もしくは新規指定となりましたものなどについて、都市計画生産緑地地区を変更しようとするものであります。それでは、議案第 1 号のご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料、議案書の 1 ページをお願いします。

「議案第 1 号 尾張都市計画生産緑地地区の変更」であります。

1 として、生産緑地地区の一団数及び面積を変更前 294 団地から 2 団地を減じて、変更後 292 団地に、面積を変更前 44.8 ヘクタールから 0.6 ヘクタールを減じて、変更後 44.2 ヘクタールとしようとするものであります。

2 として、変更理由は、その 5 行目ではありますが、生産緑地法第 14 条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、面積要件を満たさなくなったもの及び新たに生産緑地地区の指定要件を満たすものについて、一部区域を変更するものであります。

3 として、変更内容であります。

1、生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出があり、その申出があった日から起算して 3 か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったものとして、9,936 平方メートル、4 団地の減少であります。

2、1 の変更により残った農地等で指定要件を欠くものとして、62 平方メートルの減少であります。

2 ページをお願いします。

3、生産緑地地区の指定要件を満たし、新たに指定するものとして、4,123 平方メートル、

2 団地の増加であります。

4、変更状況では、それぞれの一団につきまして、変更面積や理由等を記載してごさいます。詳細内容のご説明は省略させていただきます。

3 ページをお願いします。

5 として、それぞれの変更につきまして、買取り申出日及び解除通知日を記載しております。

4 ページ、A3 の図面をお願いします。

総括図でございませう。

既存の生産緑地地区を緑色で、今回、変更する生産緑地がある地区を丸囲みでお示ししております。

また、5 ページから 15 ページにかけましては、位置及び区域を詳細にお示しした計画図となっており、赤色着色が新規指定となる生産緑地地区、黄色着色が除外となる生産緑地地区となります。

最後に、本議案につきましては、都市計画法第 17 条の規定に基づく都市計画変更案の縦覧を、令和 2 年 9 月 17 日から 10 月 1 日にかけて行い、期間中の閲覧者は 2 名で、意見書の提出はありませんでした。

また、本日、議決をいただきました後の手続きでございませうが、愛知県知事との協議を経たのち、変更の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございませうが、議案第 1 号についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思ひます。いかがでしょうか。

【山下委員】

恐らくミスプリントかと思ひますが、議案第 1 号 1 ページの 1 生産緑地地区の一団数及び面積の変更前の面積について、44.8 ヘクタールの記載に対し括弧内の面積が 468,026 平方メートルとなっており整合が図られていないように思ひますが、いかがでしょうか。

【事務局（永井課長）】

大変失礼をいたしました。只今ご指摘をいただきましたとおり、括弧内の面積につきましては、正しくは 448,026 平方メートルとなります。謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

【大塚会長】

ほかにかがででしょうか。

【細委員】

計画図に赤色で示された新たに指定する生産緑地地区について、これまではどのような状況であったか、分かれば教えていただきたい。

【事務局（永井課長）】

赤色で着色した今回新たに指定する生産緑地地区につきましては、平成 4 年より運用しておりました追加指定に関する基準を、先ほどのご説明の中でも触れさせていただきましたとおり、平成 31 年 4 月に生産緑地地区の区域の規模に関する条例を施行し、規模要件を 300 平方メートルに引き下げるとともに、令和元年 7 月に追加指定に関する基準を緩和したことで、新たに土地所有者の方からの申出を受け、営農が可能な条件を備えているかの現地調査を行った上で新規指定をしようとするものであります。

つきましては、今回新たに新規指定しようとする土地につきましては、現地調査を行った際、少なくとも宅地の所は含まれておりませんので営農が可能な農地ということを確認しております。

【大塚会長】

営農が可能な農地であるかということが、生産緑地地区の指定にあたっての大前提となるため、現地調査をした上で指定をしているということだと思います。

【安江委員】

生産緑地地区に指定をされている農地は、全て営農されているはずですが、実際の営農状況の確認はどのようにされているか。

【事務局（宮下課長）】

現況の営農状況につきましては、農業委員会でしっかりと確認をさせていただいております。

実際には、毎年 8 月に各農家の方に対しまして農家基本台帳の確認をさせていただく中で営農状況を確認させていただき、必要に応じて職員が現地に伺い現況確認を行っております。

【安江委員】

現況確認を行っていただく中で、実際に営農されていない農地はありませんか。

【事務局（宮下課長）】

現況確認を行った中で、営農がされていないという状況が確認された場合には、関係者の方に対しまして改善を求めることは実際にはございます。

【稲垣委員】

今回新規指定の申し出があった農地については、過去において一団の農地の面積要件が500平方メートルだったが故に、道連れ解除となってしまった農地が、この度、面積要件を300平方メートルに引き下げたことで要件を満たし改めて申し出がされたものなのか、それともこれとは関係なく申し出がされたものなのか分かれば教えていただきたい。

【事務局（永井課長）】

今回新たに指定する農地につきまして、過去に道連れ解除となった農地かどうかはチェックができておりませんので、この場でお答えすることができません。

【稲垣委員】

結構です。

【大塚会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

それでは、異議なしと認めます。よって、議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 その他に移りたいと思いますが、その他について事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（永井課長、丹羽課長）】

その他といたしまして、事務局から3点ございます。

1点目でございますが、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様方に内容のご確認をさせていただきたいと考えております。その後、大塚会長及び本日の議事録署名者のお二人の委員にご署名をいただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開させていただきます。

次に、2点目といたしまして、次回の審議会の開催予定でございます。

次回につきましては、来年 2 月の中旬から下旬ごろに開催をさせていただきたいと考えており、改めて調整をさせていただきます。

3 点目につきましては、みどり公園課長から申し上げます。

3 点目といたしまして、小牧市緑の基本計画の改定について報告させていただきます。

小牧市緑の基本計画は、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標や実現するための施策等を策定する緑に関する総合的な計画であり、小牧市都市計画マスタープランに関連する計画であります。

当計画につきましては、昨年度より小牧市緑の基本計画改定委員会を設置し、令和 2 年度末を目標に改定作業を進めており、12 月初旬よりパブリックコメントを予定しているところであります。

つきましては、次回 2 月の当審議会におきまして、パブリックコメントの実施結果及び改定内容を報告させて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

そのほか、委員の皆様方から会議全体を通して何かご発言いただくことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了といたします。

これをもちまして令和 2 年度第 1 回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。